

令和3年4月20日

令和3年第2回神奈川県議会臨時会

総務政策常任委員会資料

(令和3年4月20日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表	1

神奈川県県税条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～26（略）</p> <p>（不動産取得税の税率の特例）</p> <p>27 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第23条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>28～30（略）</p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>31 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令第9条の2第1項に規定するものをいう。附則第33項第2号、第36項第2号及び第41項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。附則第41項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。附則第41項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令第9条の2第6項に規定するものをいう。附則第41項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車（同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの（自家用のものに限る。）に限る。附則第35項及び第36項（各号列記以外の部分に限る。）において</p>	<p>第1条～第81条（略）</p> <p>附則</p> <p>1～26（略）</p> <p>（不動産取得税の税率の特例）</p> <p>27 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第23条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>28～30（略）</p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>31 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。附則第33項第2号及び第39項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するものをいう。附則第39項において同じ。）並びに自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、第56条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、特種用途自動車（同条第3項第4号イに規定するもの及び同項第5号アに規定するもの（自家用のものに限る。）に限る。附則第33項から第35項までにおいて</p>

改正後	改正前
<p>同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(附則第33項第4号、<u>第34項第1号、第36項第4号及び第37項第1号</u>において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(附則第33項第5号、<u>第34項第2号、第36項第5号及び第37項第2号</u>において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(附則第33項第6号、<u>第36項第6号及び第37項第3号</u>において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車<u>で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの</u> 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div>	<p>同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第56条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(附則第33項第4号<u>及び第34項第1号</u>において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(附則第33項第5号<u>及び第34項第2号</u>において「石油ガス自動車」という。)で平成20年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(附則第33項第6号<u>_____</u>において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車<u>で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの</u> 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">(略)</div>
<p>32 (略)</p> <p>33 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p>	<p>32 (略)</p> <p>33 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、<u>当該自動車(自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。)</u>が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が同年4月1日(自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には</p>

改正後	改正前
<p>_____、当該自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するもの(附則第36項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び附則第36項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項に規定するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号並びに附則第36項第4号及び第37項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号並びに附則第36項第4号及び第37項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第36項第4号から第6号まで並びに第37項第1号から第3号までにおいて</p>	<p>令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は同年4月1日から_____令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条_____の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するもの_____に適合するもの又は同号ロ_____に規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号_____において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第2項_____に規定するもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号_____において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号_____において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号_____において</p>

改正後	改正前
<p>「エネルギー消費効率」という。)が法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号並びに附則第36項第4号から第6号まで並びに第37項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号並びに附則第36項第5号及び第37項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号並びに附則第36項第5号及び第37項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p> <p>(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(附則第36項第6号及び第37項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(附則第36項第6号及び第37項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>「エネルギー消費効率」という。)が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(次号並びに次項第1号及び第2号_____</p> <p>_____において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項に規定するもの</p> <p>(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号_____</p> <p>_____において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号_____</p> <p>_____において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項に規定するもの</p> <p>(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イ_____に規定する平成30年輕油軽中量車基準又は_____</p> <p>_____平成21年輕油軽中量車基準_____</p> <p>_____に適合する乗用車</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>34 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>34 次に掲げる自動車に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、<u>当該自動車(自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。)</u>が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2</p>

改正後	改正前
<p>_____、 当該自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>35 <u>附則第33項第1号から第3号まで</u> _____に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>36 <u>次に掲げる自動車（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）に対する第56条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) <u>電気自動車</u> (2) <u>天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然</u></p>	<p>項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が同年4月1日（自家用の乗用車及び特種用途自動車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が同年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>35 <u>附則第33項各号（第4号及び第5号を除く。）</u>に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び特種用途自動車に対する第56条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及び特種用途自動車が同年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(追加)</p>

改正後	改正前
<p><u>ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの</u></p> <p>(3) <u>法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</u></p> <p>(4) <u>ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車（第56条第3項第5号ア及びオに規定するもの（営業用のものに限る。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの</u></p> <p>(5) <u>石油ガス自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項に規定するもの</u></p> <p>(6) <u>軽油自動車（営業用の乗用車及び特種用途自動車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>令和2年度基準エネルギー消費効率以上の もので省令附則第5条の2第10項に規定す るもの</u></p> <p>37 <u>次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車 及び特種用途自動車に対する第56条第1項 及び第3項の規定の適用については、当該営 業用の乗用車及び特種用途自動車が令和3年 4月1日から令和4年3月31日までの間に初 回新規登録を受けた場合には令和4年度分の 自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用 車及び特種用途自動車が同年4月1日から令 和5年3月31日までの間に初回新規登録を受 けた場合には令和5年度分の自動車税の種別 割に限り、附則第34項の表の左欄に掲げる規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(1) <u>ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排 出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定 める窒素酸化物の値の2分の1を超えない もの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガ ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないものであつて、エ ネルギー消費効率が令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数 値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費 効率以上のもので省令附則第5条の2第11 項に規定するもの</u></p> <p>(2) <u>石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排 出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定 める窒素酸化物の値の2分の1を超えない もの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石 油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の 値の4分の1を超えないものであつて、エ ネルギー消費効率が令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数 値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費 効率以上のもので省令附則第5条の2第12 項に規定するもの</u></p> <p>(3) <u>軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量 車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適 合するものであつて、エネルギー消費効率 が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和</u></p>	<p>(追加)</p>

改正後			改正前																																																																																																																								
<u>2年度基準エネルギー消費効率以上のもの</u> <u>で省令附則第5条の2第13項に規定するもの</u>																																																																																																																											
<p>38 <u>附則第33項から前項までの規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第33項から第37項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。））」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（附則第33項から第37項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とする。</u></p> <p>39・40 （略）</p> <p>41 前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第31項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;"><u>附則第39項第2号</u></td><td style="width: 30%;">(略)</td><td style="width: 30%;">(略)</td></tr> <tr><td><u>ア</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>イ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>ウ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>エ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>オ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>カ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>キ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>ク</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>ケ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第39項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>コ</u></td><td></td><td></td></tr> </table>	<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ア</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>イ</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ウ</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>エ</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>オ</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>カ</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>キ</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ク</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ケ</u>			<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)	<u>コ</u>					<p>36 前3項の _____ 規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（附則第33項から第35項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。））」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（附則第33項から第35項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とする。</p> <p>37・38 （略）</p> <p>39 前2項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第31項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;"><u>附則第37項第2号</u></td><td style="width: 30%;">(略)</td><td style="width: 30%;">(略)</td></tr> <tr><td><u>ア</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>イ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>ウ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>エ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>オ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>カ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>キ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>ク</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>ケ</u></td><td></td><td></td></tr> <tr><td><u>附則第37項第2号</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>コ</u></td><td></td><td></td></tr> </table>	<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ア</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>イ</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ウ</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>エ</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>オ</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>カ</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>キ</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ク</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>ケ</u>			<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)	<u>コ</u>		
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ア</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>イ</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ウ</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>エ</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>オ</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>カ</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>キ</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ク</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ケ</u>																																																																																																																											
<u>附則第39項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>コ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ア</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>イ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ウ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>エ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>オ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>カ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>キ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ク</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>ケ</u>																																																																																																																											
<u>附則第37項第2号</u>	(略)	(略)																																																																																																																									
<u>コ</u>																																																																																																																											

改正後			改正前		
附則第40項第2号 ア	(略)	(略)	附則第38項第2号 ア	(略)	(略)
附則第40項第2号 イ	(略)	(略)	附則第38項第2号 イ	(略)	(略)
附則第40項第2号 ウ	(略)	(略)	附則第38項第2号 ウ	(略)	(略)
附則第40項第2号 エ	(略)	(略)	附則第38項第2号 エ	(略)	(略)
附則第40項第2号 オ	(略)	(略)	附則第38項第2号 オ	(略)	(略)
附則第40項第2号 カ	(略)	(略)	附則第38項第2号 カ	(略)	(略)
附則第40項第2号 キ	(略)	(略)	附則第38項第2号 キ	(略)	(略)
附則第40項第2号 ク	(略)	(略)	附則第38項第2号 ク	(略)	(略)
附則第40項第2号 ケ	(略)	(略)	附則第38項第2号 ケ	(略)	(略)
附則第40項第2号 コ	(略)	(略)	附則第38項第2号 コ	(略)	(略)
42 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（ <u>附則第39項から第41項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（ <u>附則第39項から第41項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」とする。 43～45 (略)			40 前3項の規定の適用がある場合における第56条第4項及び第57条第1項の規定の適用については、第56条第4項中「前3項」とあるのは「前3項（ <u>附則第37項から第39項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」と、第57条第1項中「、同条」とあるのは「、同条（ <u>附則第37項から第39項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。</u> ）」とする。 41～43 (略)		

神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）新旧対照表
 <附則第3項関係>

改正後	改正前
第1条・第2条 (略) 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。 (1) 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号） <u>附則第44項</u> に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額	第1条・第2条 (略) 第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。 (1) 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号） <u>附則第42項</u> に規定する税率（以下「特例税率」という。）の適用がある個人の県民税の収入額から特例税率の適用がないものとして計算した場合のその相当額を控除した額

改正後	改正前
(2) (略) 第4条～第8条 (略)	(2) (略) 第4条～第8条 (略)